

答 申

第1 審査会の結論

越谷市行政不服審査会（以下「審査会」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。）第43条の規定により、処分庁越谷市長（以下「処分庁」という。）の処分又はその不作為についての審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、審査庁越谷市長（以下「審査庁」という。）の諮問に応じて、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁の判断の妥当性を審査する。ゆえに、その審査範囲は、あくまでも審査請求の対象となっている処分庁の処分又はその不作為に限られることとなる。よって、審査会もこの範囲においてのみ審査を行い、以下の結論に至った。

被処分者である審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人A」という。）及びその親族である〇〇〇〇（以下「審査請求人B」という。）が連名により令和3年7月19日付けで提起した、処分庁による、審査請求人Aの市税等の滞納による給与等支払い請求権の差押処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁の、審査請求人Aによる審査請求は棄却されるべきであるとの判断は妥当である。また、審査請求人Bによる審査請求を却下されるべきであるとの判断は妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人Aに対し、特定期間の市民税・県民税（以下「市県民税」という。）の各賦課決定処分及びそれに続く各督促処分をそれぞれ行ったものの、納期限までに納付されなかったことから、処分庁が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条第1項、国税徴収法（昭和34年法律第147号。）第62条第1項に基づき、審査請求人Aの勤務先に対し債権差押通知書を交付し本件処分を行ったところ、審査請求人A及び審査請求人B（以下2名を併せて指す際は「審査請求人ら」という。）が、その取消しを求めた事案である。

特定期間、処分庁は審査請求人Aに対して、市県民税の各賦課決定処分及びそれに続く各督促処分を行った。また、催告書を複数回送付したが、一切納付はなく、審査請求人Aからの連絡もなかった。

令和3年6月21日、処分庁は、審査請求人Aの勤務先に対して、「債権差押通知書」を交付し、本件処分を行った。

令和3年6月23日、処分庁は、審査請求人Aに対して、本件処分の内容を記載した差押調書（謄本）を送付した。

同年7月6日、審査請求人らが連名で本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人らの主張

- (1) 本件処分は、過去の刑事事件に際して、警視庁や検察庁から受けた公権力の行使による侵害（以下「警察等による侵害」という。）が是正されておらず、日本国憲法（昭和21年。以下「憲法」という。）第15条第2項に違反した公務員の行為になされた処分であることから、違法無効である。
- (2) 本件処分は、公権力による恣意的な解釈に基づくものであり、その裁量権の範囲を逸脱濫用するもので違法無効である。
- (3) 審査請求人Bは、本件審査請求により、警察等による侵害が是正されることにより利益をうけるため、不服申立適格がある。
よって、審査請求人らに対する本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、審査請求人Aが特定期間の市県民税を指定された納期限内に納付せず、これに対する督促処分を行ってもその全額が納付されなかったことから、法令に則って行われたものであり、何ら違法性はない。
- (2) 処分庁は審査請求人Aに自主納付を促す書面を送付しており、必要に応じて納付相談も受け付けていたことから、本件処分を行うにあたり不当性もない。
よって、本件処分に違法又は不当な点はないことから、審査請求人Aの審査請求は棄却されるべきである。
- (3) 審査請求人Bにおける警察等による侵害について、処分庁は全く関与しておらず、本件処分と関連性がないことから、審査請求人Bは本件処分に対し審査請求を行う法律上の利益を有しておらず、不服申立適格がない。よって、審査請求人Bの審査請求は却下されるべきである。

第4 審理員意見書

1 審査請求人Aの審査請求について

(1) 市県民税の課税根拠

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」（憲法第92条）とされ、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第223条は、「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」と規定する。そして、法第2条は、「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる」とし、法律の枠内で地方税を課税する課税権を付与している。「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」（法第3条）としている（いわゆる地方税条例主義（租税法律主義））。

越谷市では、越谷市税条例（昭和29年条例第18号。以下「市税条例」という。）及び埼玉県税条例（昭和25年条例第38号。以下「県税条例」という。）

に基づき、市県民税の課税を行っている（市税条例第1条、県税条例第1条）。毎年1月1日を賦課期日とし（市税条例第37条、県税条例第26条の2、法第318条）、同日現在市に住所を有する者に対し、前年の所得等に応じ課税する（市税条例第23条、県税条例第21条、法第24条第1項第1号、法第294条第1項第1号）。そして、市民税と県民税は併せて賦課徴収することとされており（市税条例第38条第2項、県税条例第26条の3、法第319条第2項）、6月上旬、当該年度に係る賦課決定処分を行い、納税義務者に対し、納税通知書を交付することとされている（法第319条の2第1項、第3項）。

(2) 納期限までに納付がない場合

納期限までに市県民税を納付しない納税義務者に対しては、納期限後30日以内に督促状を発するものとされている（市税条例第13条、法第329条第3項、法第335条）。

(3) 差押処分

市県民税に係る滞納者が一定の要件（「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」など）に該当するときは、市は、当該市県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされる（法第331条、法第335条）。そして、地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされる（法第331条第6項、法第335条）。このうち、債権差押えについては、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行うこととされ（国税徴収法第62条）、差押調書の謄本は滞納者に対し交付される（同法第54条）。なお、給与の差押えについては、法所定の金額の差押えのみ認められる（同法第76条）。

(4) 当てはめ

本件では、法令の規定に基づき、特定期間に係る市県民税についての各賦課決定処分が審査請求人Aに対しなされ、その後各督促処分もなされている（令和3年9月30日付弁明書添付書類1）。そして、各督促状を発した日から起算して10日以上経過したにもかかわらず、審査請求人Aは、各年度の市県民税の全額を納付しなかったことから、令和3年6月21日、処分庁は、審査請求人Aの勤務先（第三債務者）に対し、同人の給料等を差し押える本件処分を行った（同添付書類2）。そして、第三債務者は、本件処分に基づき、令和3年7月分、同年8月分、同年9月分（同添付書類4ないし6）、同年10月をそれぞれ処分庁に対して支払った（なお、10月分については、添付書類の提出はないが、当事者間に事実関係の争いはない）。

以上の事実関係からすると、処分庁の行った本件処分は、法令に基づきなされており、審査請求人Aが主張するような、憲法違反はなく、処分庁がその裁量権の範囲を逸脱濫用したという事情も認められない。なお、本件に関する地方自治法、市税条例、県税条例、国税徴収法の各規程は違憲ではない。

(5) 小括

よって、処分庁が行った本件処分に審査請求人らが主張するような違法性はなく、その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人Bの審査請求について

行政不服審査法上、審査請求は、「行政庁の処分に不服がある者」ができる（同法第2条）ところ、「処分に不服がある者」とは、一般に、当該処分に自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう（最判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）。

本件において、審査請求人Bは、本件処分により、自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがある者には該当しない。少なくとも、この点について、審査請求人Bからは何らの資料の提出もなく、令和3年8月6日付補正命令に対しても的確な資料を提出しない。

よって、審査請求人Bの審査請求は同人に不服申立適格が認められないことから、却下するのが相当である。

3 結論

以上のとおり、審査請求人Aの審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであり、審査請求人Bの審査請求については、同人が、審査請求を行うことができる者に該当しないため、同条第1項により却下されるべきである。

第5 審査庁の意見

1 裁決についての考え方

審査請求人Aの本件審査請求を棄却し、審査請求人Bの本件審査請求を却下する。

2 理由

審理員意見書と同旨により、審査請求人らの主張は、本件処分の取消しを求める理由として採用することができず、審査請求人Bには不服申立適格が認められないため。

第6 審査会の判断

審査請求人Aに対する本件処分には、上記第4、1記載のとおり、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人Bについては、上記第4、2記載のとおり、審査請求を行うことができる者に該当するものとは認められない。

また、本件審査請求に係る審理手続は適正に行われたものと認められる。

したがって、上記第5記載の審査庁の裁決に関する判断については妥当である。

なお、審査請求人Aは、上記第3、1(1)記載のとおり、過去の刑事事件との関連において、本件処分の違法性・不当性を主張しているところ、当審査会としても、

第5号（公表用）

過去の刑事処分の内容如何に関わらず、本件処分の違法性・不当性を左右する事象とは認められないものと判断せざるを得ない。

第7 調査審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 1月20日	審査庁からの諮問
令和4年 3月30日	第1回審議
令和4年 4月26日	第2回審議
令和4年 5月11日	第3回審議

令和4年5月11日

越谷市行政不服審査会

会 長 吉 村 総 一
委 員 松 浦 麻里沙
委 員 佐 藤 匡